

1 工業用水道事業の現状

(1) 料金制度

- 工業用水道事業者は、受水事業所との基本使用水量（以下「契約水量」）を前提に施設規模を決定し、工業用水道施設を建設しているため、全国の多くの事業者は、建設投下資金を含めて事業運営に必要な経費を料金で回収する必要があることから、受水事業所が実際に使用した実給水量ではなく、契約水量に基づき料金を回収する「責任水量制」を採用している。
- 当企業団の料金制度は、受水事業所からの要望に応えるため、平成 21 年度にそれまでの単一料金による責任水量制から、契約水量に応じた基本料金と使用水量に応じた使用料金を徴収する二部料金制へ制度変更を行った。
※ 二部料金制の導入 243 事業中 31 事業（平成 30 年 4 月 1 日時点）

(2) 経営戦略 2020-2029

- 平成 28 年度料金改定以降も、毎年度約 20 億円の黒字を計上していることから、令和 2 年度からの経営戦略 2020-2029 において、料金改定の実施と契約水量のあり方の検討を行うこと、施設や管路についてのダウンサイジングによる更新計画などを決定。

2 契約水量における課題

(1) 実給水率の低下

- 平成 30 年度実績で実給水率 55.9%（全国平均 72.0%）、令和元年度実績で 427 社中 248 社が 50%未満。
※実給水率＝実際の使用水量÷契約水量×100
- 実給水率が低い大口受水事業所（契約水量が日量 1 万 m³以上）からの契約水量の減量要望に対処せず、当該事業所が事業を廃止・撤退した場合には、経営基盤に大きな影響を与える。

(2) 今後の施設規模と契約水量の整合性

- 経営戦略 2020-2029 における施設更新は、実給水量（日最大）ベースで 32 万 m³/日としているが、現在の契約水量 46 万 m³/日との間には差が生じている。

(3) 減量実施による料金収入の減少が経営にマイナス

- これまでの減量は、水利権の減価償却終了などの費用の減少を見込んで実施してきたが、今後は、大幅な費用の減少が見込めない一方、更新事業による企業債利息や減価償却費の増加が想定されるため、減量の実施による料金収入の減少が、直接経営に影響を与える。

3 契約水量の減量及び料金改定の実施

◆ 考え方

- 実給水率の改善を図るため、契約水量の減量を実施するとともに、減量実施後の経営の安定化を図りつつ、減量を希望しない受水事業所の負担を軽減するため、**現行の負担金に加えて、特別減量負担金の負担を求める。**
- 料金値下げを実施**し、全受水事業所の負担軽減を図る。

(1) 新たな減量制度の創設（令和 3 年 10 月実施）

- 減量規模 8 万 m³/日（令和 3 年度、令和 8 年度に各 4 万 m³/日実施）
- 特別減量負担金の新設 減量水量×（基本料金×5 年間）※
※ 57,122 円/m³（31.3 円×365 日×5 年）

＜減量にかかる負担金（イメージ図）＞

現行の減量負担金	新たな減量負担金
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60px; margin: auto;"> <p>【現行】 減量負担金</p> <p>投下資本の 一部に対する 負担金</p> <p>22,537 円/m³</p> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60px; margin-right: 10px;"> <p>【現行】 減量負担金</p> <p>投下資本の 一部に対する 負担金</p> <p>22,537 円/m³</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60px; margin-left: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【新設】 特別減量負担金</p> <p>急激な料金値上げを 抑制するための 負担金</p> <p>57,122 円/m³</p> </div> </div>
<p>＜契約水量を 1,000 m³/日減量する場合＞</p> <p>1,000 m³ × 22,537 円 = 22,537 千円</p>	<p>＜契約水量を 1,000 m³/日減量する場合＞</p> <p>1,000 m³ × (22,537 円 + 57,122 円) = 79,659 千円</p>

- ※ 現行減量負担金は、令和 3 年度の減量実施時における見込単価
なお、令和 8 年度の減量実施時は、令和 7 年度末企業債残高を基に単価を算定

③ 減量の実施方法

● 『一括減量』と『分割減量（3年間を限度とする段階的な減量）』の選択制を導入

- ・減量総量の各年毎の割振りは、受水事業所が任意に設定
- ・減量する水量に応じ、従来の負担金及び特別減量負担金を各年毎に分割して支払い

● 実給水率 10%未満の受水事業所に減量枠を優先的に配分

- ・平成 29 年度から令和元年度までの3ヵ年平均で、実給水率が 10%未満の受水事業所について、10%となる契約水量までは優先的に減量枠を配分

(2) 料金改定の実施

(1)の新たな減量制度の実施を前提に、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までを料金算定期間とし、総括原価方式により料金算定（算定期間中の収支は均衡）を行い、下記のとおり改定する。

● 料金改定案（令和3年1月実施）

	現行	改定案	減額
基本料金	32.4 円	31.3 円	(▲1.1 円)
使用料金	10.4 円	8.8 円	(▲1.6 円)
超過料金	85.6 円	80.2 円	(▲5.4 円)

<参考> 料金改定案による受水事業所の負担軽減（基本使用水量 1,000 m³/日あたり）

平均実給水率	現行料金 A	改定案料金 B	影響額 B-A=C	値下げ率 C/A
55.9%	38,213 円	36,219 円	▲ 1,994 円	▲5.2%

4 スケジュール

令和2年7月	受水事業所への説明・意見交換（計8回）
8月	料金改定・減量制度（案）策定
9月	受水事業所への説明（計6回） 経営・事業等評価委員会
10月	首長会議
11月	企業団議会 11月定例会（条例改正）
令和3年1月	料金改定（使用料金の値下げ）
4月	契約水量減量手続き
～9月	負担金納入
10月	契約水量減量実施

* 減量の分割を希望する受水事業所は、令和4年及び令和5年の各年の9月に負担金納入、10月に契約水量減量実施。

給水区域	受水事業所数
豊中市	14
高槻市	16
吹田市	20
茨木市	14
摂津市	7
東大阪市	52
八尾市	24
寝屋川市	12
守口市	4
門真市	9
大東市	5
四條畷市	0
松原市	0
羽曳野市	0
柏原市	1
藤井寺市	0
堺市	96
岸和田市	30
和泉市	1
泉佐野市	16
貝塚市	28
泉大津市	31
泉南市	7
高石市	19
忠岡町	12
田尻町	3
大阪市	1
25市2町	422

（令和2年3月末時点）

